

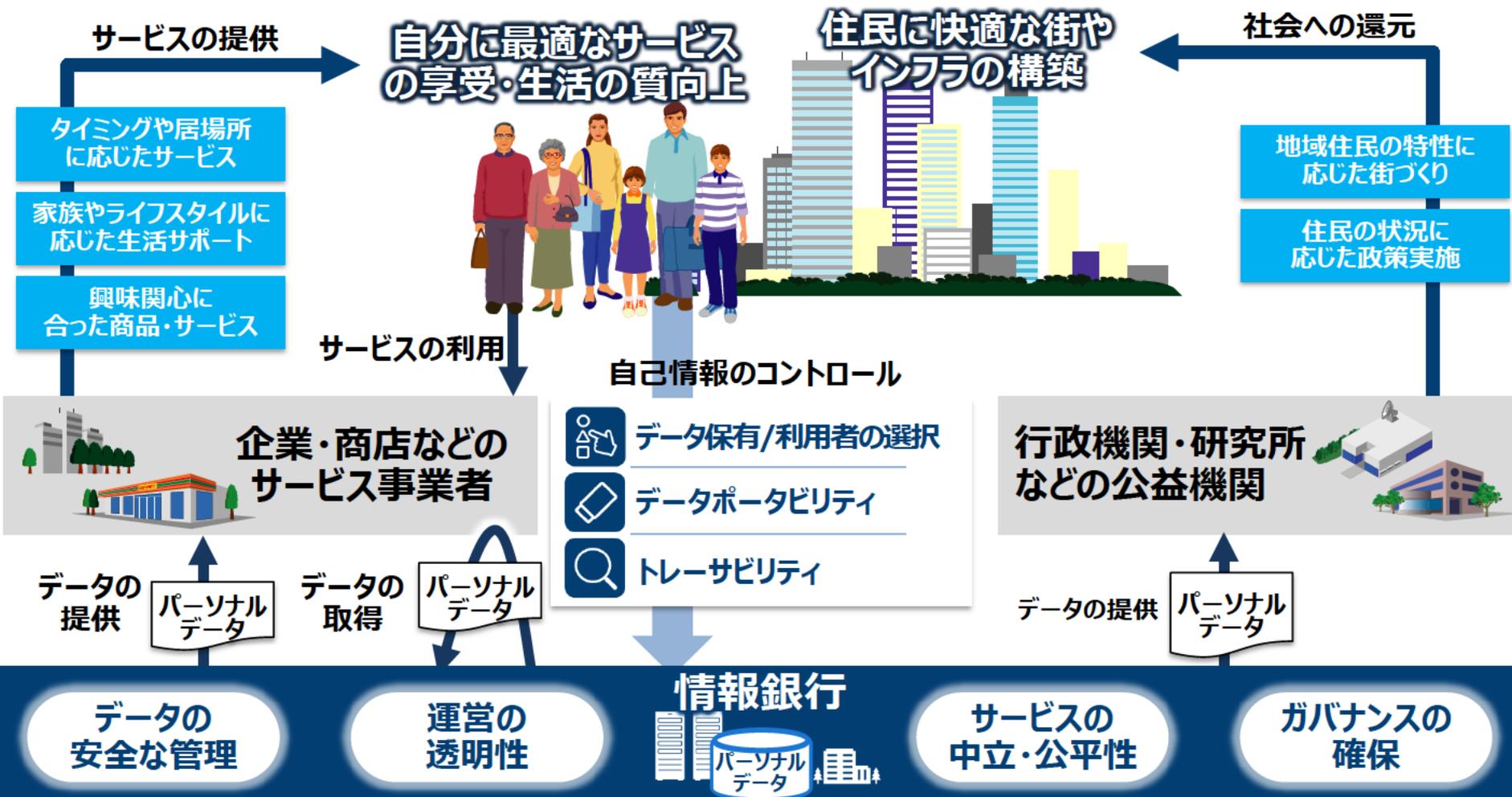
情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

情報銀行に係る日立の実証実験について

2019年2月12日
株式会社 日立製作所

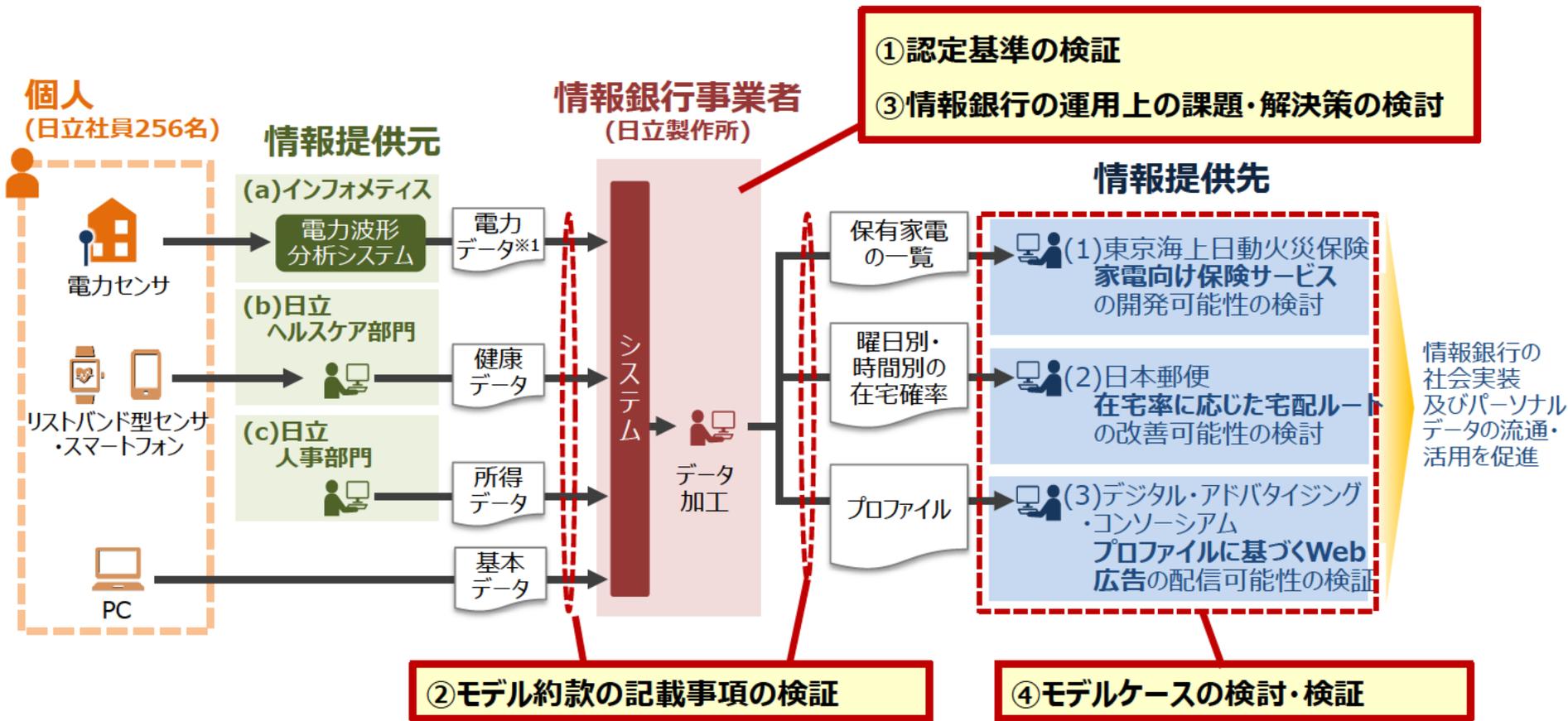
1. 日立が考える情報銀行のイメージ

- 情報銀行は、「個人が自分のデータを管理・活用し、自分に最適なサービスを享受するための仕組み」と認識。情報銀行事業者は、仕組みをサービスとして提供。
- また、個人本人だけでなく社会全体とも便益を享受し、快適な社会実現に貢献。



2. 実証実験の全体像

- 日立では、総務省「情報信託機能活用促進事業」の採択事業として、「個人のIoTデータ等を活用したライフサポート事業」を推進
- モニタ：日立製作所社員(256名) 期間：2018年9月～2019年3月
- 実施内容として、①認定基準の検証、②モデル約款の検証、③運用上の課題検討、④モデルケースの検証を実施



*1：家電ごとの電力使用状況の他、それに基づくライフパターンの分析結果も含む

3. 認定基準及びモデル約款の検証について

- 「情報信託指針の認定に係る指針(ver1.0)」に示された認定基準、モデル約款について、調査や検討を通じて、改善案を整理

	認定基準	モデル約款
実施目的	<p>「認定基準」のうち、以下4項目の改善案を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報セキュリティ等 ➢ ガバナンス体制のうち「③ 諮問体制」 ➢ 事業内容②のうち「個人のコントロールABILITYを確保するための機能について」 ➢ 事業内容②のうち「責任の範囲について」 	<p>「モデル約款」における以下3項目の改善案を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報銀行と個人との間 ➢ 情報銀行と情報提供元との間 ➢ 情報銀行と情報提供先との間
実施手順※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文献調査、修正案の作成 2. ヒアリング、アンケート調査 3. 認定指針の改善案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> • 外部事例や文献を調査し、認定指針の各項目に対して、修正案を作成する。 • ヒアリング及びアンケートにより、修正案の評価を行う。 • 修正案の評価結果に基づき、認定指針の改善案を作成する。

※「個人のコントロールABILITYを確保するための機能について」及び「責任の範囲について」の検証については一部、実施手順が異なる(情報銀行Webアプリの試用の実施等)

3-1. 認定基準の改善に係る調査結果

■ 文献調査、アンケート及びヒアリング結果に基づき、主な改善意見を整理

情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">情報銀行の事業運用やシステム構築・運用等の重要な業務の委託が想定される場合には、<u>委託先がISMS認証やPマークを有しているかの確認を義務付ける</u>べきではないか。「情報及び情報処理施設に関連する資産の洗い出し、特定し、適切な保護の責任を定めること」に加え、<u>情報を保護レベルに応じて分類し、取扱基準を定める</u>べきではないか。
諮問体制	<ul style="list-style-type: none">組織としての独立性を高めるため、<u>構成員の過半を社外委員とする</u>べきではないか。情報銀行でインシデントが発生した場合に、諮問体制は<u>情報銀行に対してインシデントの対外説明に係る助言を行う</u>と良いのではないかと（その際、説明責任までは負わないこととすべき）。
コントロールポリシー	<ul style="list-style-type: none">個人のコントロール権を向上させるため、情報銀行に対して「<u>①どの情報提供先に②どのデータ項目を③いつ提供したか</u>」を開示することを、<u>義務付ける</u>べきではないか。情報提供先に対する「<u>データ提供の停止</u>」と「<u>データ利用の停止</u>」は分けるべきではないか（提供停止後もデータを使ったサービス提供は認める必要がある）。そのため、契約等において情報提供先は個人から「データ提供停止」を受けた場合であっても、提供停止以前に取得したデータについては継続して利用できるものとするが良い。
責任の範囲	<ul style="list-style-type: none">情報銀行に関わる多様なステークホルダー内で発生したインシデントに対して適切な対応を図るために、インシデント発生時に、情報銀行は<u>すべての情報提供元・情報提供先に対するインシデント情報を共有し、説明する責任を負う</u>べきではないか。

3-2. モデル約款 (契約書) の改善に係る調査結果

■ 文献調査、アンケート及びヒアリング結果に基づき、主な改善意見を整理

個人 – 情報銀行間	<ul style="list-style-type: none">• 真正性担保の観点から、情報提供元から収集したデータについて 個人による訂正要望を情報銀行側で受け付けないことがあり得る旨を記載するべきではないか。• 法令に基づき個人情報を匿名加工・統計化する場合は、以下の事項を明示すべきではないか。<ol style="list-style-type: none">① 個人情報の匿名加工・統計化を行うこと② 実施にあたり個人の同意を取得しないこと③ 当該データの流通による便益が還元されること
情報提供元 – 情報銀行間	<ul style="list-style-type: none">• 情報提供先は、情報銀行事業者との契約時に、提供されるデータの確からしさを確認したいニーズがある(例：世帯構成・年収等の情報の正しさ、推定データの精度)。そのため、情報提供元に対して データの取得・生成方法、推定精度に関する情報の開示を求められると良い。• 情報提供元が競合企業や自社のポリシーにそぐわない企業へのデータ提供を望まないケースが想定されるため、情報提供元から情報銀行に対して、 情報提供先の選定に関して要望があった場合には、これを考慮すべきではないか。
情報提供先 – 情報銀行間	<ul style="list-style-type: none">• 派生データ (データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ) の取扱いについて記載を追加すべきではないか。• 匿名加工情報や統計情報のみを提供する場合は、基準を別途定めるべきではないか。(例：セキュリティ管理基準や目的制限が適用されない等)

4. 運用上の課題と解決策について

■ 情報銀行事業者の主な業務に沿って、課題の抽出と解決策を検討

業務	主な課題	解決策等
契約	・世帯員からの同意の取得	契約者が世帯員全員に対する説明及び同意の取得を行う旨の提示
アカウント作成・管理	・本人の実在性、同一性の確認	公的身分証明書の提示、JPKI(公的個人認証)等による本人確認
データ取得	・データの訂正、削除要求への対応	自己登録情報には自らによる訂正を認め、情報提供元から取得したデータは情報提供元へ依頼を連携
データの加工・管理	・データの保管期間	個人退会時には遅滞なくデータを削除(個人情報法19条) 情報取得・提供履歴は3年以上(個人情報法施行規則18条)
データ提供	・提供済みデータの利用停止依頼	情報提供先に対して一定期間の後、利用を停止
対価の受渡し	・データ提供に対する価格体系	データ項目量、取引件数に応じた料金を設定 (ビジネスモデルに応じて定額型、成果報酬型も導入)

1 情報提供先毎や個人毎のデータの価格の差別の是非

- 同一のデータであっても、情報提供先毎に提供価格を変えてもよいか。
- また、同種のデータであっても提供する個人毎に価格を買ってもよいか(名簿屋と同視されないか)。

2 データ利用者が取得済みデータを加工・販売する際の加工基準

- 情報提供先が情報銀行から取得したデータを加工、販売するケースが想定されるが、どの程度の加工であれば、再販に該当しないと言えるか(※認定基準では、再販は禁止されている)
 - ① 意味の等価なデータの置換(CO2→二酸化炭素等の用語変換・コード変換、等)
 - ② データの演算処理(月収→年収への集計、等)
 - ③ データの解釈・翻訳(元のデータと意味は等価であるが、表現を分かり易く加工する、等)
 - ③ データを基にしたプロフィール作成(電力使用データから在宅傾向を推定する、等)
 - ④ 匿名加工情報
 - ⑤ 統計情報(ヒートマップ等)
 - ⑥ 取得したデータに基づく学習済ソフトウェア(AI等)

3 データ提供に係る情報銀行事業者間の仕様の共通化

- 今後、複数の情報銀行が立ち上がり、複数の情報銀行からデータを取得するようなケースが想定される。情報提供先の利便性(データ取得性、利用性)を向上させるために、以下のような仕様について共通化を検討すべきではないか。
 - ① メタデータ(データ検索用のカタログ項目)
 - ② 提供用インターフェース(API等)
 - ③ データ項目名の語彙(APIのパラメータ名含む)
 - ④ 提供用データのフォーマット(ヘッダ部に含む情報の内容等)